

# 山口県報

令和2年  
10月30日  
(金曜日)

## 目 次

### ○告示

- 鳥獣保護区の指定に関する告示の一部改正（二件）（自然保護課）……………
- 特別保護地区の指定（自然保護課）……………
- 休猟区の指定（自然保護課）……………
- 特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示の一部改正（二件）（自然保護課）……………



### 山口県告示第三百七十三号

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和四十五年山口県告示第九百七号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

鴻ノ峯鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十二年十月三十一日」を「令和十二年十月三十一日」に改める。

鴻ノ峯鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県山口農林事務所」を「山口県山口農林水産事務所」に改める。

仁保小学校鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十二年十月三十一日」を「令和十二年十月三十一日」に改める。

仁保小学校鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県山口農林事務所」を「山口県山口農林水産事務所」に改める。

深坂鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十二年十月三十一日」を「令和十二年十月三十一日」に改める。

### 山口県告示第三百七十四号

鳥獣保護区の指定に関する告示（平成十二年山口県告示第六百五十八号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

二 区域に関する部分中「二〇二ヘクタール」を「一九六ヘクタール」に改める。

三 存続期間に関する部分中「平成三十二年十月三十一日」を「令和十二年十月三十一日」に改める。

### 山口県告示第三百七十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する。

令和二年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 名称 深坂鳥獣保護区特別保護地区
  - 二 区域 深坂鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 四七ヘクタール）
  - 三 存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで
  - 四 特別保護地区の保護に関する指針
- (一) 特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

(一) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、ヒヨドリ、メジロ、ホシハジロ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 名称 鴻ノ峯鳥獣保護区特別保護地区

二 区域 鴻ノ峯鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 四ヘクタール)

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、ヒヨドリ、メジロ、ヤマガラ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 名称 牛島鳥獣保護区特別保護地区

二 区域 牛島鳥獣保護区の区域(面積 一九六ヘクタール)

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の区分

希少鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、カラスバトが繁殖しており、カラスバトにとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

山口県告示第三百七十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条第一項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

令和二年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 名称 深谷休猟区

二 区域 山口市徳地小古祖、徳地串、徳地深谷、徳地三谷及び徳地八坂の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一、五八三ヘクタール)

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和五年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 名称 石の巷山休猟区

二 区域 萩市大字明木の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 九一六ヘクタール)

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和五年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十七号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示(平成二年山口県告示第八百七号)の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

三 存続期間に関する部分中「平成三十二年十月三十一日」を「令和十二年十月三十一日」に改める。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分中「山口県岩国農林事務所」を

「山口県岩国農林水産事務所」に改める。

**山口県告示第三百七十八号**

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（平成十二年山口県告示第六百六十五号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

三 存続期間に関する部分中「平成三十二年十月三十一日」を「令和十二年十月三十一日」に改める。

令和二年十月三十日  
印刷

発行人  
所

山口県知事  
庁